

別表 1-② 補助対象及び補助率等

事業名	強くしなやかな食品産業づくり事業
事業区分	経済循環拡大支援事業
事業種目	② 地消地産化モデル創出支援
事業内容	<p>地域経済循環の拡大に資する以下の取り組みに係る支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品の開発、技術導入、製造体制の強化に関すること ・商品の地域外販路拡大に関すること ・県産原材料の1次加工及び県外に委託している加工工程の県内製造に関すること ・原材料の県内調達拡大に向けた、生産拡大、新たな産地形成に関すること ・飲食業、観光産業、土産品等による地元での外貨獲得に関すること
対象経費	<p>【ソフト事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報償費（謝金） ・旅費 ・材料費及び消耗品費 ・印刷費 ・広報費 ・委託料（事業費の1/2を上限とする） ・発送費 ・使用料及び借り上げ（リース）料 ※事業年度内にかかるものに限る ・展示会等出展料 ・分析・検査費 <p>【ハード事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事請負費 ・建築設計費 ・備品購入費 ・修繕費（製造所の建物本体又は機器の修繕に係る経費） ・その他知事が必要と認めるもの
対象としない経費	<ul style="list-style-type: none"> ・現に実施し、又は既に終了させた事業に係る経費 ・交付決定日より前に発注、購入、契約をしたものに係る経費 ・人件費 ・用地の買収や貸借に要する経費 ・既存施設の取壊し及び撤去に係る経費 ・食料品及び飲料の製造・流通・販売等のために必要となる施設の建物外における地盤工事等の外構工事（水道管等に近接しており、施設の付帯設備として一体的に整備する給排水設備等は除く）、緑地帯、囲障、駐車場、構内道路の舗装等に係る経費 ・代金支払時の金融機関への振込手数料 ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
事業実施主体	食料品・飲料製造事業者
補助対象者 （補助金交付先）	事業実施主体及び島根県内に主たる事業所又は工場を有するネットワーク参加事業者
補助率	1/2 以内
補助上限額	1 事業あたり 10,000 千円
補助下限額	なし